

令和6年度

危険物取扱者保安講習案内（多摩地区・福生）

東京消防庁

消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

多摩地区に居住又は勤務する危険物取扱者で製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方。

なお、危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者でも、希望により受講できます。

2 実施日及び講習会場

実施日：令和6年6月4日（火）

講習会場：東京消防庁福生消防署3階

東京都福生市福生1072番地（裏面の案内図参照）

3 講習時間

午前9時00分から午後1時00分まで（開場：午前8時30分）

4 講習科目等

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
- (3) 効果測定

5 申請窓口等

(1) 申請場所

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）

(2) 受付日時

申請の受付は、令和6年5月7日（火）から開始します。

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後4時30分まで（祝休日を除く。）

※ 申請の受付は、原則として講習日の7日前まで（締切日が土、日、祝休日に当たる場合は、その後の最初の平日まで）

なお、定員になり次第締め切ります。空席の状況は、東京消防庁管轄の各消防署、消防分署及び消防出張所に問合せするか、東京消防庁ホームページで確認できます。

東京消防庁ホームページ
[危険物取扱者保安講習]



(3) 申請に必要な書類等

- ① 受講申請書
- ② 危険物取扱者免状
- ③ 受講手数料 5,300円（非課税）

※ 申請書は東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所に準備してあります。

なお、東京消防庁ホームページからダウンロードできます。

※ 申請時に提出した書類及び手数料は、一切お返しできません。

6 留意事項

- (1) 講習当日は、以下の3点を必ず持参してください。
①受講票 ②危険物取扱者免状 ③筆記具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)
- (2) 講習で使用する教材は、当日に会場でお渡しします。
- (3) 原則として遅刻した場合は受講できません。また、早退した場合も講習修了とは認められません。
- (4) 講習を都合により欠席される方は、申請した消防署所へ連絡してください。
- (5) 講義中は、携帯電話等の電子機器類の使用、講習に関係のない本や雑誌を読む行為を禁止します。
- (6) 台風等により緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲示します。
- (7) 会場内は、原則、飲食禁止です。ただし、キャップ付きの飲み物又は水筒での水分補給は可能です。
- (8) 会場の建物内及び建物周囲は、全面禁煙です。

問合せ先

（東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所(稲城市及び島しょ地域を除く。)）
東京消防庁 予防部 防火管理課 試験講習係 電話 03-3255-2945
公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第一課 電話 03-5297-7383

《講習会場案内図》

※ 講習会場には、駐車場及び駐輪場がありません。電車やバス等の交通機関をご利用してください。

※ 交通機関

J R 青梅線福生駅から徒歩で約10分

